

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥068 特定災害防止準備金に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>特定災害防止準備金に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が平成23年12月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条の2の規定による特定災害防止準備金の積立てを行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、特定災害防止準備金の積立てを行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄の「<math>\left(③ \times \frac{\quad}{\text{採取又は採掘の期間の月数}}\right)</math>」の分子の空欄には、「12」と記載します。</p> <p>なお、その年の中途において岩石採取場の岩石の採取又は露天石炭等採掘場の石炭の採掘（以下「岩石の採取」といいます。）を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）とし、その年の中途において岩石の採取等を終了した場合には、その年1月1日から当該終了した日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>(2) 「⑱」欄には、特定災害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、岩石の採取等の廃止等の事実があった場合等（「⑱」欄に記載する場合を除きます。）により、積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第20条の2、平成23年12月所法等改正法附則第50条</p>	<p>個⑥068 特定災害防止準備金に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>特定災害防止準備金に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第20条の2の規定による特定災害防止準備金の積立てを行う場合に使用します。</p> <p>また、平成21年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第20条の2に規定する特定災害防止準備金の積立てを行う場合にも、この明細書を使用します。</p> <p>この明細書は、特定災害防止準備金の積立てを行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄の「<math>\left(③ \times \frac{\quad}{\text{採取又は採掘の期間の月数}}\right)</math>」の分子の空欄には、「12」と記載します。</p> <p>なお、その年の中途において岩石採取場の岩石の採取又は露天石炭等採掘場の石炭の採掘（以下「岩石の採取」といいます。）を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）とし、その年の中途において岩石の採取等を終了した場合には、その年1月1日から当該終了した日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>(2) 「⑱」欄には、特定災害防止準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、岩石の採取等の廃止等の事実があった場合等（「⑱」欄に記載する場合を除きます。）により、積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の2、旧措法第20条の2、平成18年所法等改正法附則第84条、平成21年所法等改正法附則第28条</p>